

令和7年第2回定例会

厚生常任委員会記録

令和7年6月24日（火）於 第2委員会室

開 会 午前10時00分

散 会 午前10時41分

○出席委員（6名）

3番 志村 洋子 委員 4番 三浦 行 委員 10番 成田 大介 委員
12番 齋藤 豪 委員 16番 木村 隆洋 委員 23番 石岡 千鶴子 委員

○出席理事者（4名）

健康こども部長 佐伯 尚幸 国保年金課長 相馬 延承
市民生活部長 佐藤 真紀 環境課長 葛西 正樹

○出席事務局職員（2名）

次 長 竹内 孝行 書 記 田村 宣樹

【午前10時00分 開会】

○委員長（成田大介委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案3件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第85号 弘前市国民健康保険条例及び弘前市特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員） まず、議案第85号弘前市国民健康保険条例及び弘前市特別災害による被害者に対する国民健康料減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 議案第85号弘前市国民健康保険条例及び弘前市特別災害による被害者に対する国民健康料減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

本条例案は、1、改正趣旨のとおり、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額と軽減適用に関する所得判定基準を引き上げ、令和 6 年 12 月 2 日以降の健康保険被保険者証の廃止に伴い、所要の改正をし、国民健康保険料の減免規定について、災害減免の要件に該当することが明らかな場合に市長の権限による減免を可能とする規定を追加するものであります。

2、改正内容を御覧ください。今回の改正は 4 点ございます。

一つ目は、(1)賦課限度額に係る改正であります。

賦課限度額を引き上げることにより、既に限度額に達していた一部の高所得者に引上げ分の保険料を御負担いただくものであります。基礎賦課額に係る賦課限度額を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を 24 万円から 26 万円に、合わせて 3 万円引き上げ、介護納付金賦課額に係る賦課限度額につきましては据え置きとなります。この三つの区分の合計賦課限度額は、世帯ごとに最大で 106 万円から 109 万円となります。

二つ目は、(2)軽減判定所得基準に係る改正であります。

これは、国民健康保険料について、所得額が一定基準以下の被保険者に対して適用している均等割額及び平等割額の 7 割・5 割・2 割軽減に関し、5 割軽減の基準について、被保険者等の数に乗ずる金額を 29 万 5000 円から 30 万 5000 円に 1 万円拡大し、2 割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を 54 万 5000 円から 56 万円に 1 万 5000 円拡大させることにより、中・低所得者の負担の軽減につなげるものであります。

三つ目は、(3)健康保険被保険者証の廃止に伴う改正であります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により現行の被保険者証が廃止されたことに伴い、弘前市国民健康保険条例の該当する条文に所要の改正を行うものであります。

四つ目は、(4)国民健康保険料の減免規定に係る改正であります。

弘前市国民健康保険条例及び弘前市特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する条例に、救済されるべき被災者に対して適正かつ迅速に減免適用することを目的として、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。また、特別災害条例の減免割合決定時に使用する合計所得金額への専従者控除を適用しない旨の規定を削除するなど、所要の改正をするものであります。

以上が、改正趣旨及び四つの改正内容の説明となります。

次に、配付しました残りの資料について御説明申し上げます。

資料 2 は、本年 4 月 17 日に開催しました国保運営協議会へ諮問した際の答申書であり、今回の改正について諮問どおり実施することが認められたものとなります。

次に、資料 3 を御覧ください。今回の賦課限度額と軽減判定所得基準の改正に係る国からの通知となります。

第 2、改正の内容のうち、四角で囲んでおります項目 1 の部分が賦課限度額について、項目 2 の部分が保険料軽減判定に係る改正について示されたものであり、第 3、施行期日のとおり、施行は令和 7 年 4 月 1 日となっており、本年度の保険料賦課から適用されるものであります。

次の資料 4 及び資料 5 は、今回の改正に伴う影響を示した資料となります。

資料 4 を御覧ください。

1、賦課限度額世帯の推移見込みは、本年 2 月末時点の国保加入世帯状況で推計したもので

あり、賦課限度額を3万円上げることによって限度額を超過する世帯数が減少し、基礎賦課額である医療給付費分が404世帯から11世帯減少し393世帯に、後期高齢者支援金等分が397世帯から72世帯減少し325世帯になるものと見込まれます。賦課限度額に達する世帯の割合は、医療給付費分につきましては1.79%から1.74%に、後期高齢者支援金等分につきましては1.76%から1.44%に減少する見込みであります。

次に、2、賦課限度額の改正に伴う影響額の見込みを御覧ください。

現在の賦課限度額による調定額を試算し、改正をした場合の調定額と比較した結果、約1000万円の増額効果が見込まれるものであります。

次に、3、賦課限度額に達する世帯の人数別の所得及び収入額につきましては、上段の表が改正前、下段の表が改正後となります。1人世帯の例で説明いたしますと、現行の場合、年間約926万円の収入、所得約731万円で賦課限度額に達しますが、改正後は収入約11万円増の約937万円、所得約11万円増の約742万円で賦課限度額に達することとなります。

次の資料5は、法定軽減基準の改正内容を説明するものであります。

1、法定軽減基準の改正内容と条例改正該当条文が改正の詳細であります。

2、法定軽減基準改正に伴う対象世帯及び被保険者数の推移見込みは、令和7年2月28日時点で試算した結果、5割軽減が102世帯、168人増加、2割軽減が11世帯、25人増加すると見込まれたものであります。

3、法定軽減基準改正に伴う影響額の見込みは、今回の改正によって軽減世帯が増加し、保険料調定額は約407万円減少となる見込みとなっております。なお、法定軽減による減少分については、国民健康保険保険基盤安定負担金として県などから支援を受ける仕組みとなっております。

次の資料6及び7は、国民健康保険証の廃止に伴う改正内容の資料となります。

資料6を御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証は新規に交付されなくなりました。これに伴い、国民健康保険法第9条の一部が改正され、被保険者証と被保険者資格証明書に係る文言が削除されました。この改正を受け、弘前市国民健康保険条例について、第8章罰則第41条中、「第9項」を「第5項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削るものであります。

3、経過措置のとおり、既に発行済みの被保険者証は有効期限であります令和7年7月31日までは使用できるものであり、資料7の裏面の四角で囲んだ部分が該当箇所となります。

最後の、資料8は、今回の改正案に係る新旧対照表であります。

以上で、弘前市国民健康保険条例及び弘前市特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（成田大介委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○4番（三浦 行委員） 2点質疑いたします。

後期高齢者医療制度が2008年に施行されまして、今年で――2025年現在で18年目になります。制度導入後、当市において、後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額はこれまでどのくらい増減があったのかお伺いします。

また、2点目として、今回賦課限度額の合計が109万円ということです。全国では賦課限度額を据え置く自治体があるとお聞きしますが、県内他市の実施状況と、この賦課限度額を下回る設定をすることができるのかどうかをお伺いします。

○国保年金課長（相馬延承） 三浦委員からの御質疑にお答えします。

まず、後期高齢者支援金等賦課額に関しましては、制度が発足した平成20年度——2008年には限度額が12万円でした。それに対して、現在、今改正しようとするところが26万円にしようとしていますので、14万円の増になるということになります。あわせて、今回基礎賦課額のほうも改定していますので、基礎賦課額については、20年度の段階で47万円だったものが今回66万円になりますので、19万円の増という形になっております。

それから、今回の賦課限度額の合計109万円ということに対する、据え置く自治体があるのではということで、県内他市の状況に関しましては、うちのほうで9市確認を取らせていただいたところ、全て今回の賦課限度額に合わせることでございまして、実際には平成30年度から国保の財政運営は都道府県と一緒にやってございまして、運営に当たって県の運営方針がございまして、その中においても、市町村が設定する賦課額に関しては国民健康保険施行令に定める額と同額とする方向の方針が示されているので、40市町村全て、昨年度も全ての改定に合わせたものとしている状況になってございます。

○4番（三浦 行委員） 要望ですが、軽減される世帯が増えるのはよいことですが、物価高騰で経済状況が厳しい中、賦課限度額の合計3万円も増えてしまいました。本当の高額所得者だけなら理解できますが、中間所得者と言える世帯も増えてしまうルールです。

市としてもそのことを国に訴えていただきたいと要望して終わります。

○16番（木村隆洋委員） 今回、賦課限度額が3万円上がるということで、先ほどの御説明の中で、影響額が1000万円、調定額の増額となると、2割軽減・5割軽減の影響が約400万円減少すると。これに関しては先ほど、一般会計から支援されるということで、ある意味1000万円が増額、国保特別会計の中で収支的に1000万円増えていくということだと思っております。

この国保の議論で、どうしても今回、確かに2割軽減・5割軽減の方、救われる方も増えるのですが、基礎賦課額がまた3万円増えるということで、結構影響が大きいのかなと。

国保特別会計の全体を見たときに、最近の、令和5年度の決算でも確か4.3億円余り黒字化していると。国保はずっと累積赤字があって、先ほど県単一化もありました。それで、ちょっと正式な数字が、令和元年だったか2年だったか、国保の特別会計が累積赤字も解消して黒字化していると。今回また国保の特別会計の全体の議論になれば、1000万円収支が増えるという形になります。

現時点での国保の特別会計の累積の黒字額というのを、令和5年度までしか決算が出ていませんけれども、推計値でどういうふうに見ているのかお伺いしたいと思います。

○国保年金課長（相馬延承） 昨年9月の、5年度までの段階で約36億円の基金が積み上がってございまして、6年度に関しては今精査というか、9月議会で上がりますが、実際、6年度は単年度で赤字に転落するということが見込まれてございます。

実際のところ、国保での支出で一番大きいのは県に納める事業費納付金なのですが、事業費納付金がコロナの影響で受診控えをしたことで、4年度、5年度が47億円、48億円という形になったのですが、6年度は52億円ぐらい、そこが4億円違いますので、実際のところは人が減っていつているのに事業費納付金の額がそう大きく減らないというのが実情でした。

30年度のスタートで約53億円だったものが、2年度に人が減っているのに57億円と上がった

のですよ。なので、どんどん人が減っていっても上がっていくと大変なので、状況を見ようとして、2年度、3年度もやっぱり52億円ぐらいだったのですが、コロナの影響で減った分、47億円、48億円になった、やっぱりその4億円ぐらいの差の分が、前年度、その前、4年度、5年度のプラス、実はその部分があるというふうなイメージにはなると思うのですが、実際6年度の収支的にはちょっとマイナスの形になりそうだと、9月の決算では御報告することになると思うのですが、今後もやっぱり人は減っていくけれども、事業費納付金自体が減らない。

加えて、8年度からは子供の支援金を新たに増やしてもらわないといけないことになりますので、その部分も、国が1人当たり最初は月額250円なので、年間1人3,000円掛ける3万五、六千円ぐらいになれば、1億円以上ぐらいになる。それが毎年100円ずつぐらい、8年度、9年度、10年度と上がっていく見込みなので、それを考えれば1億円から1億5000万円ぐらいは弘前市では納付が増える可能性があって、今の納付金もそうやって上がって、人が減っていく可能性があれば今後毎年赤字額が少しずつ増えていく可能性があるのも、そういう意味ではなかなかある一定金額は、コロナの影響でプラスになった部分が予定外と言えればあれなのですけれども大きいのですが、今後、7、8、9、10、11年度までは市単独の保険料率として、12年度からは県全体の統一の保険料率になりますので、その5年間でどれだけマイナスになるのか、その辺を見込んだ上で、来年度の保険料率、子供の支援金のときに合わせて対応することになるという見込みで考えてございます。

○16番（木村隆洋委員） 今御答弁いただいて、令和6年度は赤字の見込みだということで、12年度の県の統一化というところも含めて、現時点では基金が36億円積み上がっている。

今のお話だと、その12年度までにこの36億円で足りるのかどうかというのは、現時点で構いませんので、どういう見通しをお持ちなのか伺いたします。

○国保年金課長（相馬延承） 6年度のマイナス額が7年度に実際にどうなるか、1年単位でどれだけ増えていくのか、ちょっとそこがまだ見込めません。ただ、8年度以降は子供の分がさらに1億円なりもっとプラスになるのではないかなと見込まれていますが、それがどのくらいの幅かというのはちょっとまだ何とも言えないところです。

ただ、基金に関しては、12年度の保険料率統一後も、保険事業であるとか市独自でやっているものに対して充当というか、対応していかなければならない部分もありますので、県が定めた保険料率で県へ事業費納付金を払って、さらに様々な保険事業とかの費用が賄えればいいのですけれども、それで足りなければその後も基金を充当していかなければならない状況になりますので、ちょっとまだ今後の中長期的な見込みは立てにくいのですが、明らかになくなるということはないかなと思っています。

ただ、言えるのは、前に一度、1年だけ7億円と大きいマイナス、7億円、8億円マイナスになったときがありまして、がんに対する特効薬的な、新たな高い調剤をやったときがありました。去年、一昨年とかに認知症に対する点滴薬があって、1人年間300万円から350万円くらいかかるものがあるのですが、それを投与するのはもう完全に精神科、神経科の専門で点滴ができるところのみなので、そこまでの額は増えませんでした。今後、それが錠剤的な、認知症に対するものがあるとか、まちの開業医でもそういうものを出すようになってきたりすれば、また調剤が増える見込みがあるとか、非常に、この先も何とも言えない、医療の高度化というのがあり得るので、ちょっと明るい材料的にはない状況かなというふうに認識してございます。

○16番（木村隆洋委員） 最後なので、要望で。

現時点で基金が36億円積み上がっていると。国保の議論もずっと、令和に入るまではこの累

積赤字をどうするのだと、平成31年の県がやるというところも含めて。ただ、いろいろ上げてきたという中で累積が解消された。だけど、今度は基金が積み上がっている状態が令和に入ってからずっと続いているイメージがやっぱりあるのですね。

そういった中で基礎賦課額の限度額をまた上げる、財政的に見ればやっぱり1000万円黒字になっているというところで、もう少し将来の推計というか、なかなか難しいのかもしれませんが、今基金が36億円積み上がっている中でも、実際人が減っていく、いろいろなところも含めて、この基金は今だけ積み上がっているのであって、将来的には必ず必要になるのだということを皆さんのほうでも訴えてほしいというか、そうではないとどうしても、また上がるのかとか、どうしても皆さん生活も苦しいので、そういう目先の議論になってしまいがちなので、将来的に国保の財政はどうなっていくのだと、今の基金の積み上がり方も含めて、そこを市民の方にもなるべく、推計値で構わないのでお知らせしていただければなと、これは要望で終わります。

○12番（齋藤 豪委員） この場合の、弘前市特別災害による被害者ということで、特別災害とはどういう災害でしたか。

○国保年金課長（相馬延承） 災害適用の法律とか、最近であれば能登の地震であつたりとか、ああいうふうなのが、こちらでも大雪がありましたけれども、実際に被害に遭って避難所に行ったりとかして、やっぱり本来、減免申請というのが基本の手続で、それ以降となるもの、そういうふうなのが困難ということが見込まれるような災害の適用になった場合、特別災害に該当するものとして職権で、そういうふうな明らかに手続がなくてもやるべきであるということをやりたいと。

これに関しては、ちょっと先に市民税のほうを市で改正してございましたので、国保も合わせる形でそれに対応したいということで、今回提出したものとなってございます。

○23番（石岡千鶴子委員） 1点、マイナンバーカードとの連携の、7月で廃止になるということなのですが、まだまだ根強い不信感を持っておられます。

保険証とマッチングしていない全体の数はどれくらいになりますか。

○国保年金課長（相馬延承） 最新のデータがちょっとあれですが、一応マイナンバーカードそのものを持っている方の65から70%くらいの間が実際に登録をされている方だということで、ごく最近の数値は推移しています。ただ、利用率とすれば、やっぱりもっと低い形になっているというのが現状でございます。

○23番（石岡千鶴子委員） 今後、廃止になったときに市民の混乱みたいなのが予想されるのですけれども、その際の対応とか、これをひもづけさせるための対策というのは、どのように考えていますか。

○国保年金課長（相馬延承） まず、来月末で今交付している保険証の有効期限が切れますので、実際にまだマイナンバーカードを持っていない方、持っても登録されていない方には、保険証に代わる資格確認書というものを全て郵送する形になります。それと同時に、既に登録されている方には資格情報のお知らせということで、マイナンバーカードを医療機関で利用した際に、停電等で、もしシステムの不具合等で資格情報の確認ができないときにマイナンバーカードと一緒に提示することで受診できる、資格確認できるというものをお送りする形になってございますというので、それを広報でもお知らせしますし、ホームページにもアップしますし、そういう形での周知と。

その後、利用というか、実際に持っている方の登録に関しましては、問合せがあれば市のほ

うに来てもらっていただけますし、登録は医療機関のカードリーダーでもパスワードを入れたり、顔認証とかで対応できる形になりますので、そういったことに関してまた各医療機関にも協力をお願いする形に、医師会を通してそういうふうなお話をしていくことにはなっていくと思います。

○23番（石岡千鶴子委員） 要望になりますけれども、若い人たちはどんどんこういう変化にはついていけますけれど、高齢者になるとなかなか頭に入らないというのに対して、親切に、丁寧に説明をして移行を進めるように要望いたします。

○委員長（成田大介委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○4番（三浦 行委員） 議案第85号弘前市国民健康保険条例及び弘前市特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について反対の立場から討論をいたします。

国民健康保険事業は、その法の第1条で社会保障であると定められているにもかかわらず、国はその国保負担割合を減らし続けてきました。しかも、国保に対する国の責任をさらに減らすため法を改正し、自治体から都道府県単位化へと制度変更が行われてきています。各自治体へは交付金を使って徴収強化を誘導し、一般会計からの繰入金徐徐に減額することも求めてきていました。

今回の改正は、基礎賦課限度額を1万円、後期高齢者支援金等賦課限度額を2万円引き上げることで、収入に応じた保険料となっていないと思います。限度額を引き上げることで、中・低所得者の負担軽減は図られますが、中間所得層の中でも負担増となる世帯が生まれることとなります。物価高が続き、経済状況が厳しい中でありますので、これからは賦課限度額を据え置くよう国に求めることを最後に要望し、反対討論とします。

○16番（木村隆洋委員） 私は、議案第85号弘前市国民健康保険条例及び弘前市特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で意見を申し上げます。

国民健康保険料の賦課限度額等の改正については、令和6年12月27日閣議決定した令和7年度税制改正の大綱に合わせて改正された国民健康保険法施行令の一部改正に準じたものであり、国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引上げをすること、また所得額が一定基準以下の被保険者に対して適用している均等割額及び平等割額の5割並びに2割軽減における軽減所得判定基準の見直しをしようとするものです。

国民健康保険料の限度額の見直しについては、所得の高い方にはもう少し負担をしていただくことによって中・低所得層の保険料の負担軽減が図られるものであり、軽減所得判定基準の見直しについては保険料負担が軽減される世帯が増加することが見込まれ、社会保険制度として被保険者の負担の公平性が重要となる国保の仕組みに合致するものであると考えるものであります。

次に、健康保険被保険者証の廃止に伴う改正については、国民健康保険条例の該当する条文を整理したものであり、国民健康保険制度の運営については何ら支障がないものであると判断できるものであります。

最後に、国民健康保険料の減免規定に係る改正については、救済されるべき被災者に対し適正かつ迅速に減免適用することなどを目的としたもので、被保険者の被災の状態に即した改正内容であると考えます。

以上のことから、今回の改正は妥当なものと判断し、議案第85号については賛成するものがあります。

なお、理事者においては、今後も引き続き国保財政の健全化により一層努められるよう要望するものであります。

○委員長（成田大介委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成田大介委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第90号	弘前地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区環境整備事務組合同約の変更について
議案第91号	弘前地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区環境整備事務組合同約の変更に伴う財産処分について

○委員長（成田大介委員） 最後に、議案第90号弘前地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区環境整備事務組合同約の変更について及び議案第91号弘前地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区環境整備事務組合同約の変更に伴う財産処分についての以上2件は関連がありますので、一括して審査に供します。

議案第90号及び第91号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤真紀） それでは、議案第90号弘前地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区環境整備事務組合同約の変更につきまして御説明申し上げます。

弘前地区環境整備事務組合と隣接する黒石地区清掃施設組合の関係8市町村では、令和8年4月1日から広域的なごみ処理を行うための協議を重ねてまいりました。このたび、全ての協議項目の調整を終えましたことから、議案第90号の表面下段から裏面にかけて記載しておりますとおり、弘前環境整備事務組合同約の一部を変更しようとしているものであります。

地方自治法第286条第1項には、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減させる場合などにおいては、関係地方公共団体の協議により定める旨が規定されており、協議に先立って、同法第290条において議会の議決を経なくてはならない旨が規定されておりますことから、本案に関しての議決を求めるものであります。

お配りしている資料に沿って御説明させていただきます。

1、概要と、2、規約変更の内容であります。弘前地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体に黒石市、田舎館村を加えるための規約変更等を行おうとするものであります。議案第90号関係といたしましては、2(1)の2市村が新たに加わります。(2)の共同処理する区域といたしましては、その2市村の全域と、現在、平川市と藤崎町の黒石清掃施設組合において共同処理している一部区域が加わり、その結果、平川市と藤崎町につきましても、全域を弘前地区環境整備事務組合で共同処理することになります。(3)は、これに伴い、議員の定数等についても所要の改正を行おうとしているものでありますので、改正内容を列記しているものであります。

続きまして、議案第91号弘前地区環境整備事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区環境整備事務組合規約の変更に伴う財産処分につきまして御説明申し上げます。

弘前地区環境整備事務組合では、構成6市町村により財政調整基金を積み立ててまいりましたが、新たに黒石市と田舎館村が加わるることになりますので、これまでの分を案分して、現在の構成市町村に帰属させようとするものであります。

また、財政調整基金、現金以外の財産、主に土地や建物、設備などになりますが、これらにつきましては全て広域化後の弘前地区環境整備事務組合に帰属させようとするものであります。

地方自治法第289条には、一部事務組合の財産処分を必要とするときには、関係地方公共団体の協議により定める旨が規定されており、協議に先立って、同法第290条において議会の議決を経なくてはならない旨が規定されておりますことから、本案に関しても議決を求めるものであります。

資料のほうを御覧ください。

3には、ただいま御説明した内容が記載されております。

4には、今後のスケジュールを参考事項として記載しておりますが、御議決いただきました後に、規約変更及び財産処分に関しまして協議書を作成し、県に規約変更の許可申請等を行う手はずとなっております。

説明につきましては以上でありますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（成田大介委員） 議案第90号及び第91号の以上2件に対し、御質疑ございませんか。

○16番（木村隆洋委員） ちょっと1点だけ伺いたいのですが、財政調整基金の残高に関して、広域化前の6市町村に帰属させると。そうすると、8市町村で新たに構成、広域化した場合に、財調はゼロでスタートするということになるのですか。

○環境課長（葛西正樹） 現在の6市町村で構成している分に関しては一旦全部戻して、次の4月から弘環のほうで、8市町村で運営するときにはまた集めて、3億円くらいを目途にもう一度集めるというふうには伺っていますので、一旦6市町村の分はみんな戻してしまうということになります。

○委員長（成田大介委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第90号及び第91号の以上2件に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第90号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第91号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時41分 散会】